

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区浜松町2-6-8
伸和ビル1F
TEL (03) 3433-3028
FAX (03) 3432-4560
発行責任者 浜崎 健 蔵

平成8年
5月25日
発行
第153号

日赤新労

綱 領

- 1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明らかなる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

第一回中央委員会開催

平成八年度ベア

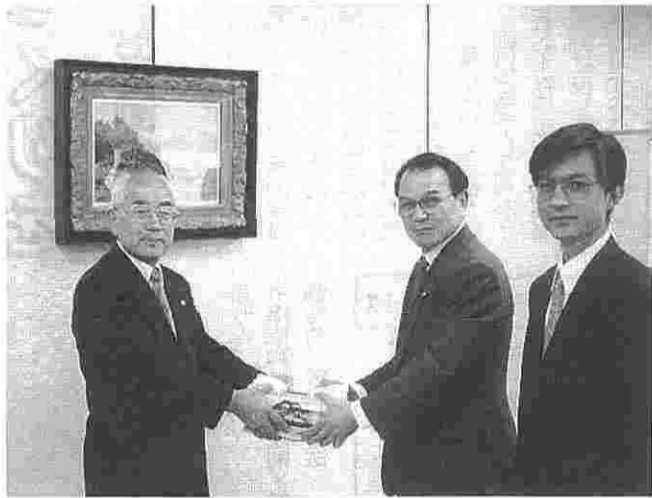
夏期手当要求額など審議

五月十二日、十三日の両日、東北の緑豊かな都仙台市において、平成八年度第一回中央委員会が開催された。
「ホテル仙台ゴールデンパレス」を会場に、全国から中央委員及びオブザーバー等約九〇名の参加のもと、今年度ベアや夏期手当等について活発な討議が展開され、盛会のうちに無事終了した。

第一日目は、中央委員会に先立ち、部会(組織・教宣・調査)と専門部会(病院・血液センター・婦人部)が開催された。
部会では、平成八年度の具体的な活動内容を決定。また、専門部会においては、それぞれの施設で抱えている問題点や改善策について意見交換が行われた。

第二日目は、中央委員会の開会宣言に続いて、資格審査・成立確認(中央委員二五名、委任状一名)がなされ、議長には野村正信氏(今津日赤)、副議長に大向廣治氏(八戸日赤)、書記に恒川浩二郎氏(名一日赤)が選出された。

次いで、梅村中央執行委員長が挨拶に立ち、「今春闘は百円玉春闘と言われ、百円玉をいくつ積み上げるかが世間相場となる春闘であった。日経の集計によると、率ともに前年を上回り、昨年実績より二一四円の増。連合の調査でも一九七円のアップとなっている、九〇年以來下降傾向にあったものが、ここにきてやっと下



本社へ全国から寄せられた署名簿を提出

れは進展はみられないのが現状であって、ベアについてはこれらを考慮してご審議いただきたい。また、新労の長年の要求事項である「病院の事務系課長職に対する役付手当の一部改正」については、再三本社と事務折衝を重ねてきたが、本社内部での調整もほぼまとまり、近々提示される模様である。」と述べた。

部会及び専門部会

活動方針決定

報告事項

一、部会報告

【組織部】

(1)単組活動の充実
本部で作成した冊子、ピラや単組独自のパンフレット等を活用して、組合未加入者の勧誘を行う。また同時に、組合の存在意義の認識を深め、組合員の意識の向上に努める。本部役員は可能な限り単組訪問等で支援を行い、内部強化を図る。

(2)オルグ活動の強化
ブロック組織担当者、各単組の協力を得て、本部への情報伝達に努める。

(3)組合例規集の活用
組合例規集を組合員一人一人に配布し、労働協約の周知に努める。また、現行の例規集の充実を図る。

【調査部】
本年度調査事項を決定。議事を開催する予定。



様々な問題点を熱心に討議(婦人部会)

【教宣部】
(1)単組新任役員研修会
六月二十二日(二十三日)に、日赤本社会議室において、宇都宮大学講師の松岡二郎氏を招き、労基法をテーマに開催する。

二、専門部会報告

【病院部】

○週休二日制について
各施設の実施状況、就業規則の改正について討議。
○団体交渉のあり方
○病院の賃金体系について
○役付手当について討議。
○特別退職金について
現状を報告。貢献度に依りて施設内で決定。

○退職勧奨年齢について
現状を報告。定年制導入のための対策を協議。

○給食の外注について
職員給食の外注に食費補助がほとんどない。
○時間外カットについて
法律的に有り得ない。三六協定の締結状況を報告。

○その他(本部より)
病院運営について労使協議会を開催する予定。

【調査部】
本年度調査事項を決定。議事を開催する予定。

【平成八年度中央委員】

◎印は代表中央委員、闘争委員を兼ねる

◎土・日の夜間対応
各センターとも同じような状況下にある、特別な対応策なし。

◎土・日の移動採血状況
各施設の現状を報告、意見交換。

◎品質管理責任者・製造管理責任者代行について
製剤課長が正、係長が副又は代行として対応。

◎放射線照射血の取扱者について
センター部会のあり方、進め方について討議。

◎国家試験不合格者の取扱について
○研修所、部長職への推薦について

◎二交替制勤務について
現状を確認し、今後の方向性を討議。本社看護部と協議予定。

◎人事交流について
デメリットとして、通勤時間、業務内容の違い等。

◎卒後教育について
人員不足の中で教育が不十分。各単組の対応を調査して施設内で決定。

◎二次救急時の勤務体制
各単組の現状を調査依頼

三、一般経過報告
本年度ベア交渉の経過等

一、ベアについて
本部のベア交渉の経過

【日】 平成八年六月二十一日(二十三日)

【場所】 「日赤会館」(日赤本社ビル内)

【テーマ】 「世話役活動に役立つ労働法」

【講師】 宇都宮大学講師 松岡 二郎氏

◎大向廣治(八戸日赤) 教 高木茂樹(名二日赤) 組

◎大谷美雄(大田原日赤) 教 松井洋洋(愛知血七) 組

◎川田進一(足利日赤) 教 富田 実(豊橋血七) 組

◎吉沢 康(前橋日赤) 教 富田 昭(福井血七) 組

◎田中 肇(原町日赤) 組 今村昌子(愛知支部) 組

◎小室勝彦(秦野日赤) 組 今村昌子(愛知支部) 組

◎木下忠晴(浜松日赤) 組 今村昌子(愛知支部) 組

◎武井浩充(茨城血七) 組 今村昌子(愛知支部) 組

◎高貫 洋(千葉血七) 組 今村昌子(愛知支部) 組

◎高貫 洋(千葉血七) 組 今村昌子(愛知支部) 組

◎小出直治(飯山日赤) 教 今村昌子(愛知支部) 組

◎野村正信(今津日赤) 組 今村昌子(愛知支部) 組

◎恒川浩二郎(名一日赤) 教 今村昌子(愛知支部) 組

◎榎本伸一(名二日赤) 教 今村昌子(愛知支部) 組

◎服部育男(名二日赤) 教 今村昌子(愛知支部) 組

◎野村正信(今津日赤) 組 今村昌子(愛知支部) 組

◎田中智久(福岡支部) 組 今村昌子(愛知支部) 組

◎以上三一名

明の後、各ブロック会議での審議結果が報告され、今後の交渉については賛成多数で本部一任と決定した。

二、夏期手当について
各ブロック会議での審議結果が報告され、一部で現実的な数字を求める意見もあったが、賛成多数で次のとおり決定した。

要求額 二・三・五割十一律三万円

要求日 五月二十日(月)

三、その他
○役付手当について
本部より、「一般職(一)表の課長職の給与見直しにおいて、近々本社案が提示されるが、『役付手当一五%、時間外手当カット』とする内容が予測される」との報告があり、今後の交渉については賛成多数で本部一任となった。

# よりよい職場づくりを 目指して 労働組合の活用

前回(第一四九号)は、に説明を行っています。全員に効力が働きます。したがって、自分たちの施設もかわらず、正しい運用がなされていないのが現状です。

時間外の上限カットについては、「仕方がないので受け入れておき、これといった問題もない」と考えている方がいたら間違い。これは労基法違反という非常に重大な問題なのです。

私たちの給与・勤務等の労働条件については、日赤新労と本社間で労働協約が締結されており、これに基づいて運用されています。

給与等については「日本赤十字社職員給与要綱」に定められたものが協約となっており、この要綱を間違った解釈していくことが基本です。昇格についても別途協定されており、日赤新労に加盟している組合員を有するの言うまでもありません。

「勤務時間・有給休暇・時給」とした基準があるに「間外労働・休憩時間」についてふれてみましたが、そもそも皆さんは、毎月受け取っている給与の支給基準や勤務条件等について、十分理解していらっしゃいますか?

「給与は毎年増えていくし、勤務条件は就業規則に定めてあるではないか!」

正解です。しかし、もし施設から「本年度は経営が厳しく赤字になりそうだから、職員の定期昇給は見送りたい。時間外手当についても上限二〇時間でカットしたい」との方針が示された場合、私たちはこれを受け入れざるを得ないのでしょうか?

皆さんは「そんなことは施設側から示されるはずがないから、考えたこともないし、有り得ない!」と思っていないませんか?

就業規則  
.....  
いいえ、実際に他の施設ではあるのです。  
具体的にみていくと、定期昇給の見送りが行われることはまず有り得ませんが、概ね定期昇給時期に同時に対象者に「昇格」がなされていない施設があります。昇格については、機会あるごとに組合員の皆さん

「振替休日と代休」についてふれておきます。  
振替休日とは、就業規則等により特定している休日を勤務日とし、その代わりに、あらかじめ他の日に振り替えたために休日となった日のことです。労働基準法は週休制の原則を定めていますが、業務の都合上、休日に労働を求めるときはありますが、その休日に代わりの休日を与えなければなりません。就業規則等で休日労働を求めるときは、休日の振替として他に休日を与えることを明記していれば休日労働とはならないとしています。

一方代休とは、休日に労働した労働者に、その休日に代わった他の日に与えられる勤務を免除された日です。代休は、本来休日の日に三六協定に基づいて労働者に労働させたのですから、労基法が定める週1回4週4回の休日付与義務の原則上から与えなければならず、労働をした休日の日は休日労働となるので、後で休日を与えるからといって割増賃金の支払い義務を免れるものではありません。当然、休日の買上と称する休日労働は認められません。

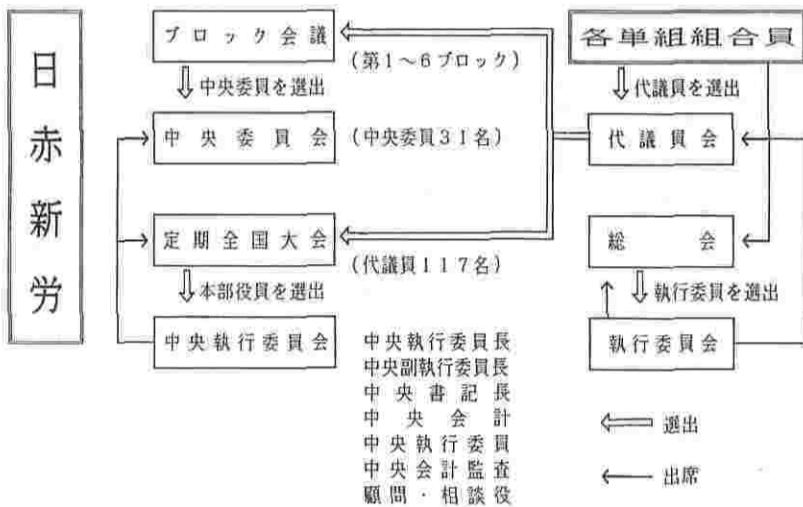
赤十字では、女子の休日労働は禁止されていますので、振替の手続きが必要となりますが、労基法でいう休日は「週休日」となっており、赤十字のその他の休日は勤務させることができます。

なお、これらの勤務日の変更は、少なくとも前日の勤務の終了時刻までには本人に知らせることが必要と考えられており、休日を振り替える場合は、近接した日に振り替えることが望ましく、さらに休日を振り替えることは法の趣旨に反することとなります。

## 振替休日と代休

「労働協約・就業規則」労働協約・就業基準法対象となります。

基本的には、各単組と施設においてなされるべき事項については単組交渉となりますが、その内容が本部・本社間の協約に抵触する場合は、本部・本社間交渉の対象となります。



しかし、この先引きは難しく、単組交渉がなかなかうまく行かず、本部へ要請のある場合もあります。これは、諸問題が概ね本社の定められた諸規定に制約される事柄であり、各施設長も判断できないためでしょうか?と考える労働者は多く、組合が本部としては単組への合離れが進んでいるのも事実です。しかし、企業の存続は当然の義務として、

要請があればいつでも対応し、単組交渉がなかなかうまく行かず、本部へ要請のある場合もあります。これは、諸問題が概ね本社の定められた諸規定に制約される事柄であり、各施設長も判断できないためでしょうか?と考える労働者は多く、組合が本部としては単組への合離れが進んでいるのも事実です。しかし、企業の存続は当然の義務として、

現在、「労働組合の存続」というのは皆さん一人一人であり、皆さんの意見を集約して使用者と交渉していくためには、労働組合は必要不可欠です。

自分たちの職場を守っていきの皆さん一人一人であり、皆さんの意見を集約して使用者と交渉していくためには、労働組合は必要不可欠です。



## 組合結成

### 五十周年を祝う

名古屋第一赤十字病院従組

執行委員長 森 一博

当従業員組合は昭和二十一年三月に結成され、本年三月で満五〇歳を迎えることとなり、四月十二日(金)に当院古川講堂にて、五十周年記念レセプションを開催することができました。これも一重に、組合先輩

諸氏、歴代病院幹部をはじめ上部団体諸氏のお力添えあってのこと、厚くお礼申し上げます。

当日は、組合側から日赤新労の梅村中央執行委員長は進行されました。

## 好評だった ディズニーランド

前橋日赤職組



参加者の話を聞くと、なると、恒例のディズニーランドツアーでした。

ツアー当日は天候にも恵まれ、大型バス一台に組合員及びその家族約六〇名が乗り込み、午後二時に出発しました。

思い思いのお土産を手に午後九時前にディズニーランドを後にし、無事病院に到着。

組合員の皆さん、執行部の皆さん、夜遅くまで本当に苦勞様でした。

今年度も、より多くの参加者を集め、園内でもっとたくさんの時間を確保できるように検討しているところです。



夢と魔法の王国、ディズニーランド



盛大に開催された記念レセプション

「当病院に従業員組合あり」と言われるような、組合員のための組合活動が展開できますよう、全国の皆さん、土曜日とあって園内はかなりの人出で、乗物の待ち時間も人気のあるものは六〇分から九〇分待ち。レストランなども長い行列ができていました。限られた時間でしたが、組合員はもとより、特に子供